

関税更正請求書（内国消費税等更正請求書兼用）（C-1030）

1. 関税更正請求書記載事項の共通事項

- (1) この請求書は、請求者及び代理人が異なるごとに別請求書とする。
- (2) 申告が3欄以上となる場合には、「関税更正請求書（内国消費税等更正請求書兼用）つき（その ）」（C-1030号-2）を使用する。

2. 関税更正請求書の記載要領

「請求番号」欄には、更正請求書の受理一連番号（暦年）を記載する。

「請求者」の「住所」及び「氏名（名称及び代表者の氏名）」の欄には、更正の請求に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）を記載する。「輸入者符号」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。通関業者が代理請求をする場合には、「代理人」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。

請求書中

関税法第7条の15第1項 国税通則法第23条第1項 地方税法第72条の100
--

 の箇所は、不要の文字を抹消する。

「受入科目」欄の「税」の箇所には、更正請求の対象となつている貨物に係る内国消費税等の名称を記載する。

「更正請求前」欄の「課税標準」、「所属区分又は種類等」、「税率」及び「税額」等の項目については、輸入（納税）申告書に記載されている貨物についての各項目該当事項を受入科目別に記載する。

更正後の更正の請求の場合には、その対象となつている更正通知書の「更正後」の欄に記載されている課税標準及び税額を記載する。

「更正後」欄の各項目については、更正後の各項目該当事項を受入科目別に記載する。

「更正請求により減少する税額」欄には、更正請求前の税額から正当と思われる税額を差し引いた残額を記載する。

「その他の訂正事項」欄には、「更正請求前」欄及び「更正後」欄の各項目に該当する事項以外の事項について訂正すべき事項を記載する（インボイス、他法令関係書類、減免税の適用に関する書面等の添付書類の記載事項を訂正する必要がある場合は、この欄に訂正する書類名等を記載する。）。

「参考事項」の欄は、次による。

- (1) 更正に必要な、添付書類等を記載する。
- (2) 輸入許可前引取貨物の更正の請求の場合には、輸入許可前引取承認年月日を記載する。
- (3) 更正後の更正の請求の場合には、当該更正の請求に係る更正通知書の更正番号及び、更正年月日を記載する。

「還付又は充当等の別」欄には、当初の輸入（納税）申告書記載の税額納付後、輸入許可前に更正の請求をする場合に限り記載する。この場合における各項目の記載については、次による。

- (1) 税額の差額の還付を希望する場合には、「還付」の項に×印を付し、更正の請求者について他に納付すべき関税又は内国消費税等がある場合で、更正による差額をその関税又は内国消費税等に充当又は委託納付することを希望するときは、「充当又は委託納付」の項に×印を付す。

なお、充当又は委託納付を希望する場合には、適宜の様式により、他の関税に充当し

ようとする旨を記載した書面を提出するものとする。

- (2) 「**小切手受領**」及び「**金融機関を通ずる受領**」の項には、還付を希望する場合に限り希望するいずれかの受領方法の項に×印を付す。金融機関を通ずる受領の場合には、銀行名又は郵便局名並びに預金の種類及び名義を記入する。

なお、「**国庫金送金**」の欄は、請求者が国税収納金整理資金事務取扱規則第 76 条に規定する隔地送金の手続による支払を希望する場合に限り記入する。

「**通関士記名**」欄には、「**通関士〇〇〇〇**」と記名する（ゴム印でもよい。）。